

増多に(あら)令めてむ。王い(見)國の中の人の 悪造ルを見レども遮止(せざ)ラ「不」むトキには、三十三天の衆咸ク忿怒の心を生(し)ナむ。……とイヒキ。」トノタマヒキ。

措辞を対比すると、否定辞の「不」は漢文で句頭、邦文で句末に位置することが明らかである。更に注目されるのは、会話文の引用形式である。王言内容の導きと結び(説補)は口承によって、宣命における引用と宣制の文型「天皇良我御命止良麻詔久……等詔布御命乎衆諸聞食止宣。」類を案出する参考ともされたのではないだろうか。

同じく漢文訓読という思考回路を通りながら宣命体表記の書き様としては、地の文が正格漢文である勅撰史書所載の神祇系倭文脈の宣命(時に神皇御孫思想や仏教的主題)と仏教系訓読脈の諷誦文とでは「不」の配置と否定の範囲が相違していたが、宣命の起草者は仏典や儒籍に精通しており、釈迦や孔子といった聖人の発言を記録した漢文を訓読する過程で倭文体詔勅の宣命の語法や文型を案出したものと推察される。

起草者の脳裡に潜在する国語意識と漢字を用いた文体表記との相関については、和漢の文法理論を構築した松下大三郎の洞察による「日本人は漢文を支那語として讀まずに日本語に直して讀む。漢文を作る場合にも心中に日本人を作りつゝ、之を文字に書き表はすのである。その出来上つた漢文は支那人が讀めば文字が顛倒してゐて假名が無いだけで何處までも日本語である。その漢文らしい點は目で見ただけが漢文と同じだと云ふだけで、讀む際に發する言語が日本語であることは勿論、默讀する際に喚起される語音の心象も、作る際に喚起される語音の心象も、悉く日本語音の心象である。何處に漢文たる點があらうか。漢文としての價値は、支那人が是認するであらうといふ豫想價値に止るのである。」¹³⁾との言説が有力であらう。

六 宣命文における和漢混淆

奈良時代の口頭語との関係が注目される宣命だが、単純に口頭語＝日本語の自然な話し言葉、古語めいた口誦＝言霊信仰を反映した大和言葉、といった等式は成り立ち難い。宣命文は宣命使が口頭で宣読することを前提とした言語表現には違いないが、天皇や内記といった識字層の教養に基づくところの、漢文訓読的な句形単位および訓漢字や捕読を反映した仮名まで借用する書記言語をも包摂した和漢混淆の口頭言語によっていると考えらるべきであらう。それは「漢」の要素である否定辞「不」の考察からも窺い知れた。文献や用途によって様相は異なるが、膠着語(自立語の語幹(詞)に接辞や活

用語尾が膠着する言語、自立語同士を付屬語)である日本語が統語構造も音韻体系も異なる孤立語(辞)が膠着して繋がることで文を構成する言語) である日本語が統語構造も音韻体系も異なる孤立語(単語が孤立的に並び語形変化がなく、文法的機能は語順によって表される言) である中国語と言語接触したこと(語接辞などの形態的な付屬要素を殆ど用いず、一語が形態素に対応する言語) によって生起し堆積した漢文訓読と倭文表記の地層は、変容性の内在化に伴う不整合面を含んだ表裏一体の関係にあると言えよう。

注

- (1) 「仮名發達史序説」四、真仮名の隆盛(奈良朝) 国文の發生『岩波 日本文学』第二〇回、昭和八年四月所収。後に『春日政治著作集1』勉誠社、昭和五七年一月所収。
- (2) 北川和秀『続日本紀宣命校本・総索引』(吉川弘文館、昭和五七年一〇月)による。
- (3) 池田幸恵「宣命の漢文助字―助動詞相当の助詞について―」(三重大学 日本語学文学)第一〇号、平成一一年六月)
- (4) 青木紀元『祝詞全評釈』(石文書院、平成二二年六月)による。
- (5) 山口佳紀・神野志隆光「古事記」(小学館新編古典文学全集、平成九年六月)による。
- (6) 小林芳規「古事記訓読について」(岩波日本思想大系「古事記」解説、昭和五七年二月)
- (7) 藤枝徳三「假名交り文として見たる續紀宣命(上)」『國語・國文』第九卷第一号・昭和四年一月)
- (8) 吉田金彦・築島裕・石塚晴通・月本雅幸『訓点語辞典』(東京堂出版、平成一三年八月) 訓点語概説(石塚晴通)。
- (9) 小谷博泰「宣命体表記における返読と送り仮名―訓点記入の前段階として―」(『奈良教育大学国文―研究と教育―』第四号、昭和五五年五月)
- (10) 中田祝夫『讀東大寺諷誦文稿の国語学的研究』(風間書房、昭和四四年六月)第一章 東大寺諷誦文稿の書誌等に関する考察 六節 東大寺諷誦文稿の文章様式。
- (11) 春日政治『辨法金光明最勝王經古點の國語學的研究 本文篇』(勉誠社、昭和四四年九月)による。
- (12) 堀一郎『堀一郎著作集第一卷 古代文化と仏教』(未來社、昭和五二年一月)(第一部) 日本仏教史論
- (13) 松下大三郎著・徳田政信編『標準漢文法』(勉誠社、昭和五三年一〇月復刻) 第一編 總説 第一章 言語 第一節 言語の本質及び諸相 日本人の漢文は日本語

表記と漢文の訓点記入方式の重要な相違点を指摘した訓点語研究の否定辞に関わる次の学説を紹介⁹⁾している。長文に及ぶが、孫引きを避け、原著¹⁰⁾から引用する。

和文式の諷誦文稿の中の文は、その源流を、あるいは宣命等に仰ぎ、それらから流れを引いているのではないかとともすれば考えるかもしれないが、決してそう考へてはならない。

諷誦文稿時代の宣命を例示しよう。これは續紀宣命の第六二詔^(八年)で最後のものである。

陸奥國流蝦夷等乎討治爾任賜志大將軍正四位下紀古佐美朝臣等伊、任賜之元謀^備不合順進入^岐與地毛不究盡^之、敗軍費糧^豆還參來。是乎任法爾問賜比支多米賜^倍在^毛、承前爾仕奉^留事乎所念行^母不勸賜免賜布。(中略)今法乎檢爾、墨繩者斬刑爾當里、眞枚者解官取冠^在。然墨繩者久歷邊戍^弓仕奉留^(下略)

宣命の體にも種々あると考えるが、宣命體の特徴は、

(一)大體、國語の語序に従う。もとより、「不合順」(合と順ハ不)、「不究盡」(究メ盡サ不)「敗軍費糧」(軍ヲ敗リ、費シ)式の反例訓みはあるが、すべて單純なもので、諷誦文稿の、

无不ト云事蒙父母之恩(六〇行)

此某會初所以由世人所穢塵勞爲難行法而初事ウサナリ(七八行)

といった返り方ではない。

(二)宣命の文體では、助辭等の假名の付け方は、返倒して訓んだ場合、

不^ニ究盡^一(究メ盡サ不シテ)……

の、その助辭の付くべき漢字を上下離れた關係になつてゐる。ある見方によれば、「不究盡」が一團となつて「キハメツクサツ」であつて、その一團に「シテ」が付いた感じである。

しかし諷誦文稿の場合は、……

无^ク跡^モ(同上)踰^{ユル}山^ノ坂^之國(六六行)

であつて、これは、漢文の訓點方式同様に、助詞も、活用語尾も、その文字に直接に付屬しているのである。

宣命文は臣下万民への宣誦發布、諷誦文は仏僧への誦經祈願という相違はあるが、音声言語で口誦するための台本という共通項もある。その文体表記を右の如く比較分析した中田祝夫は「續紀等の國史の宣命の、萬葉假名の小記したものを、片

假名に改めなれば、それが片假名交り文となるとは考えられない。逆に諷誦文稿の片假名の部分を萬葉假名になおせば、國史の宣命體に還元するなど簡単に即断してはならないことがわかる。宣命體と平安初期の片假名交り文とは、本質的に異なりがあるし、その本質的な異なりは、これら兩文體の成立の歴史がはつきりと別系統であることを思わせるのである。」と、慎重な分析と考察が大切であることを強調している。

宣命第四五詔に引用されていた奈良朝の護国經典『金光明最勝王經』王法正論品の否定表現¹¹⁾も見ておきたい。同經典の護持信奉の史実については、『日本書紀』卷二九「白鳳五年十一月甲申。遣三使於四方国」。說「金光明經。仁王經」。〔天武〕から当該詔まで二七を数え、宮中や寺院にて写經・暗誦・講^(講、佛典の)が繰り返され、國家安寧の祈禱儀式が室町時代まで続いたとの宗教民俗学者による考究¹²⁾がある。

否定表現を含む原文と訳説文^(傍らの白語に就つた漢字)を並べて引用例示する。原初は梵語(サンスクリット語)だが、七世紀後半、印度留学の經験がある唐僧義浄によって漢訳された。仏典は本邦に將來され、写經のうえ、意味内容を國語として理解するための訓點が施された訳である。

□白佛言世尊於諸國中爲人王者若無正法不能治國安養衆生自身長居勝位……

□白佛言「世尊、〔於〕諸の國の中に〔爲〕人王とある者^キ、若正法無クは、國を治メ衆生を安養シ及以自身長ク勝位に居すること能^(は)〔不〕……

□我依此論於二萬歲善治國主我不曾憶起一念心行於非法……

□我レ此の論に依(り)て、〔於〕二萬歲マでに、善ク國土を治(め)しに、我レ會て一念の心を起(す)とも〔於〕非法を行せむとは憶はず〔不〕〔あり〕キ。

□余時力尊幢王即爲其子以妙伽他說正論曰

「……除滅諸非法惡業令不生……國人造惡業王捨不禁制斯非順正理治擯當

如法 若見惡不遮 非法便滋長 遂令王國內 奸詐日增多 王見國中 人造惡不遮止

三十三天衆 咸生忿怒心……」

□余時力尊幢王、即其の子の爲に、妙伽他を以て、正論を説(き)て曰(ひ)シク、

「……諸の非法を除滅して 惡行を生(せ)ず〔不〕〔あら〕令む。……國人の惡業を造るを 王の捨(て)て禁制セ(ず)〔不〕〔あら〕むいは 斯レ正理に順セ

ず〔非〕、治擯(せ)むこと當に法の如クセヨ。若惡を見て遮ラ(ず)〔不〕〔あら〕むトキには 非法い便滋長して 遂に〔令〕王の國の内に 奸詐^{カク}ルコトを日に

いたのではないかと推測する。これは、宣命小書体が案出される以前の、変体漢文
体で記載された『古事記』⁽⁵⁾の神話伝承での、次の用例からも窺い知れる。

於三其島二天降坐而、見三立天之御柱一、見三立八尋殿一。於是、問三其妹伊邪那美
命二曰、汝身者、如何成、答曰、吾身者、成々不三成合一処二处在。爾、伊邪那岐
命詔、我身者、成々而成余処二处在。故、以三此吾身成余処一、刺下塞汝身不三成
合一処上而、以三为生二成国土一。(上巻、伊邪那岐命と伊邪那美命)

傍線部は、天地陰陽の生成過程を説く『周易』の「乾為善三氣相成合于一元元者
善之長也」(繫辭上伝)等が発想の典故だと思われる。類似の語句を繰り返す表現
が特徴的な男女両神の身体問答にて、「婚儀を済ます」意とも解釈できる複合動詞
「ナリアフ」の否定形「ナリアハヌ」だが、日本語の語順に即した「成合不」や宣
命大書体による「成合奴」とはなっていない。稗田阿礼が誦習し、太安万侶が記載
した語りの文体においても漢文体の枠組みを借りており、その構文的な措辞の拘束
を解くことなく、むしろ識字層における「テニヲハ」への対処、所謂「鬼と会えば
返る」式の漢文訓読の習熟を前提として記載へと変換されているように思われる。

宣命体表記は、厳粛な祭儀の場で口誦することが前提の記載だから語序と付属語
表示に実用的な工夫を凝らしたことは想像に難くない。その背景には、漢文訓読の
過程で生じた漢字と倭訓の対応関係の固定化がある。『古事記』の文字法について
ではあるが、漢文訓読史研究の権威である小林芳規が「古事記では、丁度音仮名の
用法に統一が見られるように、表語の漢字の用法にも、一定漢字に一定の訓を対応
させる原則に基づく、用字法の統一性が見られる。それは、正格の漢文を訓読して
理解する場とは異なり、一定漢字を一定訓に対応させ、この関係を利用して、日本
語文を漢字で表現するという場における工夫の所産である。この一定訓を担った漢
字のそれぞれの訓——そのような漢字を「訓漢字」と呼ぶ——を復元する作業は、
訓点資料や古辞書の訓を恣意的に流用するだけでは出来上らない。その手続きを如
何にするかが大きな問題である。……又、古事記の文章には、構文の骨組みの部分
に、漢文的措辞が活用されている。その訓みには今日の訓点資料の研究から得た漢
文訓読史の諸種の知見が生かされねばならない」と述べている如くである。

さて、宣命体式送り仮名の書き添えに精粗の差がある点については、古訓点資料
や仏教との関係に注目した藤枝徳三が「宣命體は假名交りの文體であるが一定の法
則を以て假名が送られてゐないから送假名の存否に就いては何等の法則をも立てる

事が出来ない。然し傾向とも云ふべき程度のものを宣命の書様から抜き出して来る
事は出来る。……先づ用言漢字とそれに連る品詞との間の書様態を取扱ふこと、し
た。」と述べ、「不定示態(誦読不定の態)と定示態(誦読を完全ならしめる態)と
いう書様の二大別とその下位分類を次の如く提示⁽⁷⁾した。重要な分析観点である。

不定示態Ⅱ一、用言漢字に連る品詞の略された態 二、用言漢字の活用態
定示態Ⅱ二、用言漢字の活用態 四、用言漢字が假名書となつて次の品詞に連る態

次に、同じ読み方における三字語の措辞の異同について検証してみよう。

⑮ 不治賜「ヨサメタマハズ」*男波随仕奉状弓種々治賜^等母礼女不治賜(第一三詔)
⑲ 治不賜「ヨサメタマハズ」*親王多治賜夫日仁治不賜^在母素(第二五詔)

右は同じ読み方だが、逐字的な音節の対応から分析すると、「ズヲサメタマハ」
と「ヲサメズタマハ」の相違がある。敬語の補助動詞「賜」は構文的な語序をより
倭文的な句単位「ヨサメタマハズ」に収束させる働きがあるが、複合動詞「治賜」
よりも否定辞を冠した文字列「不賜」の膠着力が勝り、倭文体で倭習というの
だが、漢文的措辞を規範としつつも、倭習によって用例⑲が生じたのではないかと
推測される。⑭ 忘不給「ワスレタマハズ」も同様の言語事象と見做される。

五 漢文訓読史から見た宣命体における「不」の特性

漢文訓読は「漢文を自言語で理解することでは翻訳と似るが、漢文構文の原表記
を残したままで其れによりかきながら自言語で理解するという点で翻訳とは異な
る。訓読は、特殊な、しかも巧妙な言語活動である……漢文を読む際に、理解の助
けとして注記・符号類を漢文に記入することを加点といい、これらの注記・符号類
を訓点と称する。……日本語による訓点資料は、八世紀後期のものから現存する。
大東急記念文庫蔵『華嚴判定記卷第五』には、日本語の語順により漢文を訓んだこ
とを示す所謂の返点が朱点及び白点により加点されていて、巻末識語から延暦二年
(七八三)及び延暦七年(七八八)の加点であることが知られる。紀年明記の現存
最古の加点であることが知られる。」⁽⁸⁾であり、国語史的に宣命体表記の方が古い。

宣命研究の先駆者である小谷博泰は、前掲⑮ 不治賜と⑲ 治不賜について「『不』
字など必ず返倒表記なされる付属語相当実字の中には、下の動詞に及ぶ文法的意味
を指示するだけでなく、場合によっては下の動詞(補助動詞)と一体となり、熟合
した形で読まれたものもあることが考えられる。」と指摘している。また、宣命体

- ⑥2 不究尽「キハメツクサズ」(1例) *奥地毛不究尽之弓敗軍費糧弓還參来(第六二詔)
 ⑥3 不勸賜「タマハズ」(2例) *承前尔仕奉禱事乎所念行_行不勸賜免賜布(第六二詔)
 いずれも活用語を承ける否定表現であり、打消の国語助動詞と密接に関わる。

四 「不」を含む用例の分析

- まず、仏教用語を典故とする字音語②不可思議「フカシギ」(思い識ることのできない偉大な智慧) および字音語+サ変動詞⑤不禁制「キンセイセズ」(正論品の一節から引用)を除き、倭文体の祝詞宣命では倭語による返読を前提とした倒置表記であることが確認できた。これは、当時の識字層が漢文訓読の習熟によって、短句ならば日本語の語順に従って表音で書く順置よりも漢文助字で否定辞の漢字「不」の表意性を優先的に選択した証拠であろう。例えば、両者に共通する次の用例で検証してみよう。
- ⑤ 不在「アラズ」 *一年二年尔不在、歳真尼久傷故尔(龍田風神祭)
 ① 不在「アラズ」 *汝藤原朝臣乃仕奉状者今尔不在(第二詔)

傍線部の終止形句末だが、語幹「アラ」+語尾「ズ」の語構成意識から「在須」と表記したら如何であろうか。たちまち「不」による否定の意味を喚起する表意性は失われ、言語主体である神官や天皇の、字面から視覚的に伝わる否定の意志まで萎んでしまうように思われる。表意性への志向と表音性への志向の綱引きにおいて語順(音声レベルでは「アラ」の基準よりも前者が勝ったのは、元来漢語だった字面の結合性(ない)意で字音語「アラ」の使用) および句末で終止する打消の助動詞の基本形「ズ」(も同様)と一字一音式(一拍)で密着対応しているからではないだろうか。故に、初出以外でも書き添えの用例は見当たらない。

ところが、同じ一音節でも連用形「ヌル」および打消推量の「ジニ」になると万葉仮名小字を書き添えた次の用例がある。

- ④3 不報「ムクイヌ」 *然人止之恩乎不知恩乎不報_報聖乃御法_法禁給_給(第四一詔)
 ⑤0 不載「ノセヌ」 *心仁穢乎波天乃不覆地乃不載_載奴所止成奴(第四五詔)
 ④6 不蒙「カガフラジ」 *天地乃福毛不蒙_蒙自(第四五詔)
 ④3 は出家して仏教に帰依した称徳女帝(孝謙重祚)の宣命である。父母・衆生・国王・三宝などの恩を知り、その恩に報いるとする仏法の「知恩報恩」に基づく対句の否定形。⑤0④6も称徳詔。⑤0は万物生成を表現した『礼記』の「天之所覆、地之所載」(中庸)を典故とする対句の否定形。④6は天と人の間には密接な関係があり、

相互に影響を与える『後漢書』の「天人感應説」を反映した「天道可信、家必蒙福」(皇后紀上)を典故とする対句の否定形。三例とも万葉仮名小字の書き添えによって否定辞「不」は黙字となる。黙字は読み余しだから不要とも思えるが、漢文の対句表現を倭文体の宣命に撰取する際、語形の精確さは仮名に委ねて、四字熟語の前項と後項で漢語の字面を均衡させようとする国語意識が働いた結果、「不」を視覚的に温存し、直ちに否定の意味を喚起させる選択をしたのではないかと推測する。これは「蛇足」ではなく、むしろ「画竜点睛」であると思われる。

逆に、「ヌル」と「ジニ」の語形を読み添えに委ねた次の用例も散見される。

- ⑤ 不免「ユルサヌ」 *強盜竊盜常赦不免者、並不在赦例(第三詔)
 ⑥ 不首「マウサヌ」 *亡命山沢、挾藏軍器、百日不首、復罪如初。(第三詔)
 ⑦ 不能「アタハヌ」 *賑恤鰥寡惇独不能自存者、人別賜粉一斛。(第三詔)
 ③2 不授「サズケヌ」 *天乃不授所乎得天在人方受_受全久坐物_物不在(第三詔)
 ③8 不触「フレヌ」 *神等乎方三玉余利離天不触物_物人能念天在(第三八詔)
 ⑤8 不顧「クツガエラヌ」 *百足之虫乃至死_死不顧_顧事波輔乎多_多 (第五九詔)
 ⑤9 不好「ヨカラヌ」 *如此時尔当_都人々不好_好謀乎懷_懷天下_{天下} (第五九詔)
 ③ 不堪「タヘジ」 *朕者不堪_堪止_止辞白而受_受不坐在間尔(第三詔)
 ② 不成「ナラジ」 *全平_平等念_念言_言仕奉間尔衆人波不成_成 (第一三詔)
 ①7 不死「シナジ」 *王乃幣_幣死米能_能杼_杼不死_死 (第一三詔)
 ②0 不得_得「エジ」 *其人乃字武何志伎事欺事乎送_送不得_得 (第七詔)
 ③0 不言「イフマシジ」 *斗卑等乃仇能在言_言久_久等不言_言岐辞母言奴(第二七詔)
 ③3 不定「サダメジ」 *天津日繼位乎朕一利貪天後乃繼乎不定_定 (第三二詔)
 ④8 不立「タタジ」 *是東人波常尔云久額尔方箭波立止毛背波箭方不立_立 (第四五詔)
 ⑤ ⑥ ⑦ は、部分的な宣命書きの全くない漢文的措辞だが、短句返読に習熟していれば、万葉仮名小字の書き添えはなくとも、読み誤る虞はなかったのだろう。
- ②0 不得忘「ワスレエジ」は「忘れることはできない」の意。「不_レ得」は単なる打ち消しではなく不可能を表す漢文句形である。聖武天皇が光明皇后の父であり、舅の藤原不比等の人徳と勤勉に対する回顧と賞賛において敬慕の情を強調する際、起草者をして「不忘」ではなく「不得忘」の表現を選択させたものと思われる。
- その他の用例も、起草者の脳裡には漢文訓読に習熟した宣命使の技能を信頼し、元来は漢語の字面を解体してまで宣命体を用いるまでもないといった国語意識が働

- ②不改「アラタムマシジキ」(四字句)^(四) *天地共長与日月共遠不改常典乎(第三詔)
- ③不堪「タヘジ」(4例) *朕者不堪止辭白而受不坐在間尔(第三詔)
- ④不坐「イマサズ」(2例) *朕者不堪止辭白而受不坐在間尔(第三詔)
- ⑤不免「ユルサヌ」(4例) *強盜竊盜常赦不免者、並不在赦例(第三詔)
- ⑥不首「マウサヌ」(2例) *亡命山沢、挾藏軍器、百日不首、復罪如初。(第三詔)
- ⑦不能「アタハヌ」(6例) *賑恤鰥寡惸獨不能自存者、人別賜粉一斛。(第三詔)
- ⑧不知「シラニ」(20例) *進母不知退母不知天地之心母勞久重(第五詔)
- ⑨不有「アラズ」(7例) *又於天下政置而独知物不有(第七詔)
- ⑩不忘「ワスレズ」(3例) *不忘不失可有伎表等^(五) 一人乎治賜^(波奈止) 一人乎治賜^(波奈止) (第一〇詔)
- ⑪不失「ウシナハズ」(4例) *不忘不失可有伎表等^(五) 二人乎治賜^(波奈止) 一人乎治賜^(波奈止) (第一〇詔)
- ⑫不成「ナラジ」(2例) *全平^(等) 念弓任奉間尔衆人波不成^(登疑) (第一三詔)
- ⑬不令^(令)「シメズ」(2例) *与天地共人尔不令^(令) 不令^(令) 穢治賜^(波奈止) (第一三詔)
- ⑭忘^(忘)不給「タマハズ」(4例) *伊稚^(美) 宇牟賀^(美) 忘^(忘) 不給^(不給) 治賜^(波奈止) (第一三詔)
- ⑮不治賜「タマハズ」(2例) *男波随仕奉状弓種々治賜^(比) 治賜^(比) 女不治賜^(波奈止) (第一三詔)
- ⑯不荒「アラサズ」(1例) *於母夫氣教事不過不失家門不荒^(波奈止) (第一三詔)
- ⑰不死「シナジ」(1例) *王乃幣^(幣) 去^(去) 死米能^(能) 杼^(杼) 波^(波) 尔不死^(不死) (第一三詔)
- ⑱不敢賜「アヘタマハズ」(3例) *万機密久多天^(天) 御身不敢賜有^(有) 礼(第一四詔)
- ⑲不為「ナサズ」(2例) *則朕毛欲奉造止思^(思) 登^(登) 得^(得) 不^(不) 為^(為) 之間尔(第一五詔)
- ⑳不得^(得)「エジ」(16例) *其人乃宇武何志伎事欸事乎送不得^(得) (第七詔)
- ㉑不從「シタガハズ」(2例) *如此宣大命尔不從^(不從) 将在人波(第一六詔)
- ㉒不所念「オモホエズ」(1例) *一毛吾乎可怨事者不所念^(不所念) (第一八詔)
- ㉓不可思議「フカシギ」(2例) *四大天王乃不可思議威神之方尔依^(依) 志^(志) (第一九詔)
- ㉔不会「マジラズ」(1例) *然不会^(不会) 謀庭亦不被告而(第二〇詔)
- ㉕不被^(被)「ラレネ」(1例) *然不会^(不会) 謀庭亦不被告而(第二〇詔)
- ㉖不安「ヤスカラズ」(2例) *人子之理尔不得定省波朕情母日夜不安(第二三詔)
- ㉗不申「マヨサズ」(2例) *吾加久不申成^(成) 取^(取) 申^(申) 人者不在(第二五詔)
- ㉘不念「オモホサズ」(2例) *大保^(保) 多^(多) 他^(他) 仁^(仁) 卿^(卿) 止^(止) 能^(能) 味^(味) 波^(波) 不念(第二五詔)
- ㉙治^(治)不賜「タマハズ」(7例) *親王^(親王) 治^(治) 賜^(賜) 夫^(夫) 日^(日) 仁^(仁) 治^(治) 不賜^(不賜) 在^(在) 此^(此) 為^(為) 母^(母) (第二五詔)
- ③〇不言「イフマシジ」(1例) *斗卑等乃仇能在言^(言) 期^(期) 等^(等) 不言^(不言) 岐^(岐) 辭^(辭) 母^(母) 言^(言) 奴(第二七詔)
- ③1不行「オコナハズ」(1例) *国家乃政乎不行^(不行) 已^(已) 止^(止) 不得(第二八詔)
- ③2不授「サズケヌ」(2例) *天乃不授^(不授) 所乎得天在人方受^(受) 全^(全) 久^(久) 坐^(坐) 物^(物) 在^(在) 不在(第三二詔)
- ③3不定「サダメジ」(1例) *天津日繼位乎朕一利貪天後乃繼乎不定^(不定) 方^(方) 止^(止) 不在(第三二詔)
- ③4不奉「マツラズ」(1例) *可久賜故方平伎時仁奉侍^(奉侍) 已^(已) 止^(止) 誰人可不奉侍在^(在) 在(第三二詔)
- ③5不惜「ヲシマズ」(1例) *如比久宇治^(宇治) 伎^(伎) 時^(時) 仁^(仁) 身^(身) 命^(命) 乎^(乎) 不^(不) 惜^(不惜) 之^(之) 天(第三二詔)
- ③6不善「ヨカラズ」(1例) *何乎以天可知^(可知) 是^(是) 志^(志) 愚^(愚) 仁^(仁) 心^(心) 不^(不) 善^(不善) 之^(之) 天(第三三詔)
- ③7不当「ナメク」(1例) *愚痴仁在奴方思和久事毛無^(無) 之^(之) 天^(天) 人乃不当^(不当) 无^(无) 礼^(礼) 止^(止) (第三五詔)
- ③8不触「フレヌ」(1例) *神等乎方三宝余利離天不触^(不触) 物^(物) 毛^(毛) 止^(止) 人能念天在(第三八詔)
- ③9不忌「イマズ」(1例) *本忌之可如久方不忌^(不忌) 之^(之) 天^(天) 此乃大嘗方間行止(第三八詔)
- ④〇不過「アヤマタズ」(2例) *於母夫氣教^(教) 事^(事) 不過^(不過) 不失家門不荒^(荒) (第一三詔)
- ④1不樂「ネガハズ」(1例) *相從道乎志天世間乃位冠^(冠) 乎^(乎) 不^(不) 樂^(不樂) 伊末佐倍^(佐倍) 毛^(毛) (第四一詔)
- ④2不退「マカラズ」(1例) *今方身毛不敢^(不敢) 阿^(阿) 波^(波) 物^(物) 乎^(乎) 夜^(夜) 昼^(昼) 不^(不) 退^(不退) 護^(護) 助^(助) 奉^(奉) 侍^(侍) 遠(第四一詔)
- ④3不報「ムクイヌ」(1例) *然人^(人) 天^(天) 止^(止) 恩^(恩) 乎^(乎) 不^(不) 報^(不報) 恩^(恩) 乎^(乎) 聖^(聖) 乃^(乃) 御^(御) 法^(法) 毛^(毛) 止^(止) 禁^(禁) 給^(給) 流^(流) 罪^(罪) (第四一詔)
- ④4不奏「マヨサズ」(1例) *猶人方不奏^(不奏) 天在等毛心中惡久垢久濁天在人波(第四四詔)
- ④5不順「シタガハズ」(1例) *朕我教給布御命尔不順^(不順) 之^(之) 天(第四五詔)
- ④6不蒙「カガフラジ」(1例) *天地乃福毛不蒙^(不蒙) 自(第四五詔)
- ④7不絶「タエズ」(2例) *復天乃福毛蒙利永世尔門不絶^(不絶) 奉^(奉) 侍^(侍) 利^(利) 昌^(昌) 乎(第四五詔)
- ④8不立「タタジ」(1例) *是東人波常尔云久額尔方箭波立止毛背波箭方不立止(第四五詔)
- ④9不覆「オホハズ」(1例) *心仁穢乎波天乃不覆^(不覆) 地乃不載^(不載) 奴所止成^(成) 奴(第四五詔)
- ⑤0不載「ノセヌ」(1例) *心仁穢乎波天乃不覆^(不覆) 地乃不載^(不載) 奴所止成^(成) 奴(第四五詔)
- ⑤1不禁制「キンセイセズ」(1例) *国人造惡業王者不禁制^(不禁制) 此非順正理(第四五詔)
- ⑤2不違「タガハズ」(1例) *朕我教事尔不違^(不違) 之^(之) 天^(天) 東^(東) 祿^(祿) 治^(治) 乎^(乎) 表^(表) 止^(止) 奈^(奈) 毛(第四五詔)
- ⑤3不聞看「キコシメサズ」(1例) *自今日者大臣之奏之政者不聞^(不聞) 看^(看) 夜^(夜) 成^(成) 乎(第五一詔)
- ⑤4不看行「ミノナハサズ」(1例) *自明日者大臣之仕奉儀者不看^(不看) 行^(行) 夜^(夜) 成^(成) 乎(第五一詔)
- ⑤5不今耳「イマノミニアラズ」(1例) *美麻志大臣乃仕奉來状波不今耳(第五二詔)
- ⑤6不受賜「ウケタマハラズ」(1例) *上賜比授賜時尔固辭申而不受^(不受) 賜^(賜) 成^(成) 尔(第五二詔)
- ⑤7不幾「イクバクモアラズ」(1例) *復年毛弥高成^(成) 尔^(尔) 餘^(餘) 命^(命) 不^(不) 幾(第五九詔)
- ⑤8不顛「クツガエラヌ」(1例) *百足之虫乃至死不顛^(不顛) 事^(事) 波^(波) 輔^(輔) 乎^(乎) 多^(多) 奈^(奈) 毛^(毛) (第五九詔)
- ⑤9不好「ヨカラヌ」(1例) *如此時尔当^(當) 人^(人) 々^(々) 不好^(不好) 謀^(謀) 乎^(乎) 懷^(懷) 弓^(弓) 天下^(天下) 毛^(毛) 乱(第五九詔)
- ⑥0不滅「ホロボサズ」(1例) *已我祖乃門不滅^(不滅) 高尔仕奉將繼止思^(思) 慎^(慎) 天(第五九詔)
- ⑥1不合順「アヒシタガハズ」(1例) *任賜之元謀尔波不合^(不合) 順^(順) 進入^(進入) 倍^(倍) 伎^(伎) 奧^(奧) 地^(地) 毛(第六二詔)

次に、漢字「不」の機能面について確認しておく。水上静夫『漢字語源事典』(雄山閣出版、昭和五八年九月)第三編漢字の機能(漢語の熟語)Ⅱ熟語構成の基本形5 肯定の認定語は「これは、肯定や否定を表わす助字的な字を上に加えることにより(A) 物事を判断する基本とし、下に判断されることを表わす(B) を置き、肯定の主観的な認定や評価を加える働きをする熟語の形である。つまりこの種類の熟語は、『A』字と『B』字の二つのうちA(上字)がB(下字)の要素や成分に対して、何らかの主観的な認定とか評価を加える働きによって、ある物事を肯定したり、また、否定したりする関係(目的)で結合した性格をもつ、熟語の形式をとるものを、いったいものである。これは別に、『是認・否定の働きをする熟語』の構成といってもよいものである。……この場合、否定の方においてはA字はおおむね打消しの助動詞が使われ、肯定の面では実詞が使われることもある。しかし、この形式の熟語のA字となった時には、すべて虚詞としての利用法であって、それも特に比重が強い『情意詞』としての利用法であるとみなされている。そしてそれによって、話し手のきわめて複雑な心理的な多岐にわたる感情を、強力に表現することに使われる語法である」と解説している。その上で、B 否定・否定面の語法A「不」字を使用する場合で「『不』字は、動詞や形容詞をB字とし、その上について(A字)、それを打ち消し、動作・行為・存在(動詞)や状態・属性(形容詞)を否定する認定の働きをする。『……しない』『……でない』『……ない』意で、『弗』に字よりも意味が軽い」とする。宣命の機能は天皇の政事に関する意向や判断を仰せ言として臣下万民に命令し納得せしめる「説得行為」にあるが、宣命文を对人的な「説得の文章」と位置づけると、文章心理としては公的客観的な論理性を志向しながら、内奥には私的主観的な情意性も沈澱している。故に、論理と情意を兼ねた否定辞の漢字「不」に関して私に引いた傍線部の指摘は重要である。

また、否定辞「不」の表意性がない万葉仮名のみを表音表記も①「年緒長久皇后不坐事母一乃善有行在」(第七詔連体形)、②「男能父名負豆女波伊婆物尔阿礼夜」(第一三詔連体形)、③「数々辞備甲多夫依受賜多」(第二六詔終止形)、④「出家之在大臣毛在念天柴位止毛」(第二八詔已然形)、⑤「人仁毛伊佐奈方礼人乎毛止毛奈方頌之天」(第三三詔終止形)、⑥「天地毛憎多麻波愛君毛捨不給之天」(第四五詔終止形)等の用例が存在する。右は①を除き、直上に接する動詞も表音表記である点が共通している。⑤の大字は、諸本の校異で小字となっている場合もある。

一方、漢字「不」を借音によって万葉仮名字母としている用例もある。続日本紀宣命で四段動詞の活用語尾「フ」を小書きする字母には「布」「夫」「不」の三種がある。いま平仮名「ふ」の字源「不」の用例を挙げれば、次の如くである。いずれも日本語のSOV語順の句末に位置する補助動詞「タマフ」の語幹「タマ」を表す漢字「賜」に下接する語尾「フ」である。語順と小書によって否定辞と紛れる虞はないが、同じ字形の干渉を嫌ってか、「布」「夫」に比べ、使用頻度は低い。

①「京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負凶亀一頭獻止奏賜所聞行驚賜恠賜所見行歛賜嘉賜所思行久者」(第六詔連体形)、②「然此遍方猶道鏡伊所賜天彼等我惑心乎方教導天貞久淨伎心乎以天朝廷乃御奴止奉仕之宣尔依天汝等我罪方免給。但官方解給不。散位之奉仕止勅御命乎聞食倍止宣」(第三五詔終止形)、③「然毛治賜所念之、位之贈賜不。子等之王尔上賜比治賜不」(第五八詔終止形)

三 祝詞宣命における「不」を含む用例

祝詞宣命は、同じく祝奏宣の文字ジャンルに属する倭文体で宣命体表記だが、否定辞の漢字「不」を含む用例の書き様は如何であろうか。いま初出順の異なり語「読み方」(金部)^① *初出の用例(初出)を挙げれば、次の如くである(両者は共通する字)。また、活用語尾が万葉仮名で書き添えられている場合は欄外に施す。「不」以外の助字「令」「得」「所」「被」「且」および敬語の補助動詞「給」「賜」はゴシック体で示す。文節単位で三字句四字句が不可分の漢字は「」で囲む。

『延喜式』所載祝詞^④

- ①不干「ホサズ」(2例) *青海原者棹柁不干、舟艦能至留極(祈年祭)
 - ②不過「アヤマタズ」 *神主祝部等受賜豆、事不過捧持奉登宣(祈年祭)
 - ③不相賜「タマハズ」 *公民乃取作和留奥都御歳乎患風荒水尔不相賜(広瀬大忌祭)
 - ④不成「ナサザル」 *天下乃公民乃作物乎草乃片葉尔至万尺不成(龍田風神祭)
 - ⑤不在「アラズ」 *一年二年尔不在、歳真尼久傷故尔(龍田風神祭)
 - ⑥不令為「シメズ」 *比礼懸絆緒懸絆緒乎手躰足躰不令為豆(大殿祭)
 - ⑦不足「タラズ」 *此七日尔波不足豆、隱坐事奇止言見所行須時(鎮火祭)
 - ⑧不落「オチズ」 *幣帛乎、神主祝部等請豆、事不落捧持豆奉登宣(大嘗祭)
 - ⑨不申「マヲサザリ」 *是以天降遣時尔、此神波返事不申支(遷却崇神)
 - ⑩不傾「カタブカズ」 本末不傾茂槍乃中執持氏奉レ仕留中臣祭主(中臣寿詞)
- 『続日本紀』所載宣命
- ①不在「アラズ」(32例) *汝藤原朝臣乃仕奉状者今乃不在(第一詔)

仮名でない漢文助字の例が散見されるが、助動詞の場合、次の二形態がある。

〔甲〕漢文助字のみによる表示（比況ゴトシの「如」を除く）

〔乙〕万葉仮名小書で活用語尾を添えて活用形を明示（推量ム、使役シムの「使」、受身ルの「被」、断定ナリの「為」を除く）

例えば、続日本紀宣命^②には、①「不_レズ（打消）」②「可_レベシ（推量）」③「応_レベシ（推量）」④「將_レム（推量）」⑤「欲_レム（推量）」⑥「令_レシム（使役）」⑦「使_レシム（使役）」⑧「所_レル（受身）」⑨「被_レル（受身）」⑩「為_レナリ（断定）」⑪「如_レゴトシ（比況）」の二種がある。

いま各々対応する用例を「甲」と「乙」で一つずつ挙げれば、次の如くである。

- ①「国家乃政乎不行_{不_レ得}」（第二八詔連用形）・「然人_{天_止之}恩乎不知恩乎不_レ報_{波_平}」（第四一詔連用形）、②「大坐坐而治可_レ賜止」（第三詔終止形）・「然今大保方必可_レ仕奉_止所念坐世」（第二六詔終止形）、③「朕_レ心發菩提心緣_レ在_{之_良}」（第二七詔連用形）・「其人等乃和美安美_レ為_レ久」（第五六詔連用形）、④「書_レ作_レ朝廷乃各計_レ將_レ進_等謀_{謀_家}」（第三〇詔終止形）、⑤「御病欲治此乃天豆日嗣之位者大命_レ坐世」（第三詔終止形）、⑥「奇異雲乃_レ蹟在流所由乎_レ令_レ勸_レ尔」（第四二詔連用形）・「吉祥天乃悔過乎_レ令_レ仕奉_爾」（第四二詔連用形）、⑦「右大臣而天下尔号_レ令_レ使_レ為_レ卒」（第一九詔未然形）、⑧「久奈多夫_{礼_尔}所誥_レ誤百姓_{波_京土履_牟事_穢弥」（第一九詔連用形）・「不知_レ之_天惡友_尔所引_レ率_流物_在」（第三五詔連用形）、⑨「奈良麻呂我兵起_尔被_レ雇_{多_利秦_等乎}遠_流賜_都」（第二一詔連用形）、⑩「塩焼等五人乎人告_レ謀_反。汝等_為吾_近人」（第一八詔終止形）、⑪「太政大臣禪師乃_如理_久勸_{行_米波_之教_導賜_尔依_天」（第四一詔連用形）}}

「五国史」宣命全体を考察対象とし、漢文助字で表記された助動詞について万葉仮名表記例と比較しながら、その用法の特徴を詳細に分析した池田幸恵の研究^③もある。池田は、「宣命小書体」という表記形態をとる以上、助詞・助動詞の類は万葉仮名で小書きされるはずのものであり、助詞の場合は『四国史』宣命では、ほぼ万葉仮名で表記されるようになっていた。しかし助動詞相当の『不』字『可』字『令』字といった助字は『四国史』宣命の段階に至っても多用され続ける。その理由としては、助字を用いることによって、その文脈が打消や可能・使役であることが視覚的に明らかになり、宣命の宣読者の文章理解を助け、読み誤りを少なくすることができるからということが考えられる。表意機能がどの程度期待されているのかという点で、助動詞相当の助字は助詞相当の助字と用いられ方が異なってくるのである。

る」と検証を総括した。宣命体の本質と国語意識に関わる重要な知見である。

小稿では出現頻度の高い①を中心として、宣命を發布する際、荘重な音声言語の宣読口誦の儀礼を必須要件とする宣命体において、なぜ倒置表記が混在するのか、また不読の黙字と見做される表記と文章の諸相を考察し、否定辞「不」の漢字使用の実態と潜在する国語意識の解明を試みる。なぜなら、ある命題の主語と述語の関係が成立することを承認する肯定および反義概念の否定という事象は人間の言語と認知に深く関わり、その表現の構造と機能が関連していると考えられるからである。

二 否定辞の漢字「不」について

最初に、なぜ漢字「不」(フ)が否定辞となったのかについて確認しておきたい。

加納喜光『漢字語源語義辞典』（東京堂出版、平成二六年九月）の「解説」は「打ち消しや否定を表す言葉が古代漢語で *ping、または *pue、という。この言葉が口に出すときは、口を丸め、頬をふくらませた形を呈する。発音する器官の形だけでなく、この言葉自体が『丸くふくれる』というイメージを表す。古代漢語の意味論的特徴の一つに○（円形）↓①（二つに割れる）というイメージ転化がある。未分化の全体性が二つに割れることが否定という認識の論理構造である。否定という事態は極めて抽象的である。*jeeg（または *jeng）という聴覚記号の視覚記号への変換は具体的な物のイメージを借りる工夫がなされた。こうして考案されたのが花の萼を表す不という図形である。詩経・常棣篇にある鄂不_フ（花卉を取り巻く萼片、うてな）という語に原初的なイメージが残っている。不は『丸くふくれる』というコアイメージをもち、下記のグループを構成する。近代の文字学者（王国維や羅振玉ら）が不を花の萼の象形文字として以来ほぼ定説になっている。『ふくれる』という基本義があるとしたのは藤堂明保が最初である（藤堂①）。不を否定に用いるのは、たいいていの学者が仮借とする。不と否定の結びつきを説明したのは筆者が最初である。」と主張している。藤堂①とは引用書のこと、形・音・義を備えた漢字において、字音が同じであれば何らかの意義の共通性があると考ええる「単語家族説」に基づき、漢字をグループに分類し編纂された藤堂明保『漢字語源辞典』（学燈社、一九六五年）である。認知した物事を打ち消す際、頬を丸く膨らませて「プー」といった音を発することから、この語が生まれたと考えられる。

宣命体における否定辞の漢字 — 表意と表音の措辞 —

Chinese characters for negative words in writing style in the manner of an imperial edict
— Ideography and phonetic representation of diction —

馬場 治 (人間科学部こども学科教授)

Hajimu BABA (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

〈要旨〉

日本上代の表記と文章は、漢字専用時代にあつて、漢文体・変体漢文体・和文体といった三文体が並存していた。うち、和文体の下位分類の表記体である「宣命体」とは「漢字という単一の文字種しか存在しなかった奈良朝以前において日本語散文を積極的に志向した倭文体であり、訓漢字万葉仮名交じりの用字法により音訓交用表記された口誦用の文章」と定義づけることができる。表記の特徴は、自立語を表意漢字、付属語を万葉仮名小字にする点にある。しかし、表記と措辞が完全な逐字対応にならない場合もある。例えば、「天地^{アメツチ}乃^{サキハヒ}福毛^{カガフウ}不蒙^{カガフウ}自^{カガフウ}」(第四五詔)。「不蒙自」は「天と地の恩恵もいただけまい」意の「カガフラジ」(動詞の未然形+打消推量の助動詞)と読めるが、漢文的措辞の倒置的用字法により否定形を表す助字「不」は黙字となつてしまい、口誦用には適さないのではないかといった疑念が生じる。このような否定辞の漢字「不」に関わる問題を日本語史における漢字使用の諸相の一つとして捉え、言語事象の背後にある否定辞をめぐる漢字使用の実態と潜在する国語意識の解明を試みる。

〈キーワード〉

宣命体 否定辞 漢字 万葉仮名 措辞

一 問題の所在

宣命体における文体と表記の特徴について、訓点語学の基礎を築いた春日政治は、「宣命体は最も意識的に整理された国文体であつて、語序を全く国語風の書下しとし、語彙を実質語(実辞)と形式語(虚辞)^(実、虚の文字は漢文での用法とは違つてゐるが、今便宜上実質語・形式語の義に用ゐる)」とに別つて、而も実質語は訓借、形式語は音借とし、更に文字の大小を以て之を書別けたものであつて、語法意識に由つて極度に整理された形式である。蓋し宣命体は古事記の如き和漢混淆体よりも後に成り、而も学者の手によつて作為された様式と見

るべく、それが詔勅・祭詞という儀礼的文章であり、而も宣読すべきものであるから、字面上の儼然たる整理を要すると共に、かく語彙の井然分別される点、宣読上最も便利であるから、かゝる体が出来たものであらう。⁽¹⁾と述べている。右のうち「語序を全く国語風の書下しとし、」とは構文レベルで日本語のSOV語順に従つて書かれる順置が原則、「実質語は訓借、形式語は音借とし、」とは自立語なら表意漢字、付属語や用言の活用語尾なら表音の万葉仮名で書かれる(文字の大小の書き分けによつて宣命大書体と宣命小書体の別あり)のが原則であるとの指摘である。しかし、語句レベルではSVO語順で書かれる倒置(返読)と共起する、万葉